

○静岡市屋外広告物条例施行規則

平成15年4月1日

規則第218号

改正 平成16年3月31日規則第30号

平成17年3月31日規則第51号

平成18年3月8日規則第105号

平成20年10月31日規則第190号

平成23年10月24日規則第77号

平成24年3月23日規則第20号

平成24年4月14日規則第61号

平成25年3月14日規則第12号

平成26年1月10日規則第1号

平成28年6月28日規則第84号

平成31年3月27日規則第17号

令和3年8月31日規則第66号

令和4年3月30日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市屋外広告物条例（平成15年静岡市条例第229号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別規制地域の区分)

第2条 条例第3条の特別規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、特別規制地域を第1種特別規制地域及び第2種特別規制地域に区分するものとする。

2 第1種特別規制地域は、条例第3条第1号から第5号までに規定する区域とする。

3 第2種特別規制地域は、第1種特別規制地域以外の特別規制地域の区域とする。

(普通規制地域の区分)

第3条 条例第5条の普通規制地域について条例第6条第1項から第3項まで及び第6項並びに条例第11条に規定する規則で定める基準を定める場合においては、地域の特性に応じた規制を行うため、普通規制地域を第1種普通規制地域及び第2種普通規制地域に区分するものとする。

2 第1種普通規制地域は、第2種普通規制地域以外の普通規制地域の区域とする。

3 第2種普通規制地域は次に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域
- (2) 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域のうち市長が指定する区域（経過措置）

第4条 一の地域又は場所が、第2種特別規制地域から第1種特別規制地域に変更になった際又は第2種普通規制地域から第1種普通規制地域に変更になった際現にその地域内において適法に表示し、又は設置している屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）については、当該変更のあった日から起算して3年間（表示し、又は設置している広告物又は掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあっては30日間）は、別表第1又は別表第2の規定にかかわらず、引き続き表示し、又は設置することができる。

（平17規則51・一部改正）

（適用除外の基準）

第5条 条例第6条第1項第2号及び第4号、同条第2項第1号から第3号まで、第6号及び第9号、同条第3項第1号及び第2号、同条第6項、第7項並びに第8項の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

（平28規則84・一部改正）

（協議の手続）

第5条の2 条例第6条第1項第6号の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る協議及び第6条の2第3号の規定による広告物又は掲出物件の表示又は設置に係る協議をしようとする者は、屋外広告物設置協議書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（平28規則84・追加）

（非営利広告物）

第6条 条例第6条第6項の規則で定める営利を目的としない広告物は、次に掲げるものとする。

- (1) 政党その他の政治団体等が行う宣伝、集会等のために表示するもの
- (2) 営利を目的としないと認められる行事又は催物の類のために表示するもの（交通事故の捜査、交通規制等を目的とする広告物等）

第6条の2 条例第6条第8項に規定する規則で定める交通事故の捜査、交通規制等を目的とする広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 静岡県警察その他の機関が交通事故等の捜査又は犯罪の注意喚起等のために表示し、

又は設置するもの

(2) 公共工事及び送電線、電話線、ガス管その他これらに類する公共的な施設の工事に伴う交通規制のために表示し、又は設置するもの

(3) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる行事に伴う交通規制のために表示し、又は設置するもので、あらかじめ市長に協議したもの

ア国又は地方公共団体が参画する年中行事

イマラソン大会、駅伝競走その他これらに類する催事で道路において行われるもの

(平28規則84・追加)

(公共的取組)

第6条の3 条例第6条第9項に規定する規則で定める公共的取組は、次に掲げるものとする。

(1) 地域住民等が主体となつて行う催物又は地方公共団体が支援する催物

(2) 公共空間におけるベンチ、街灯、自転車駐輪場その他これらに類する工作物で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理

(3) 公共空間における食事施設その他これに類する施設で歩行者又は利用者の利便の増進に資するものの整備又は維持管理

(4) 公共空間における植栽、花壇その他これらに類する修景施設の整備又は維持管理

(5) 条例第6条第1項第6号の広告物又は掲出物件の整備又は維持管理

(6) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項の規定により定められた都市再生整備計画に基づき設置する同条第3項第2号イの滞在快適性等向上施設等、同条第25項の都市利便増進施設及び同法第73条第2項において読み替えて準用する同法第45条の2第2項第1号の都市再生整備歩行者経路の整備又は維持管理

(7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の7に規定する認定公募設置等計画に基づき設置する同法第5条の2第2項第5号の特定公園施設（自らの負担で建設するものに限る。）及び同項第6号の利便増進施設（当該施設の収入がその整備又は維持管理に充てられるものを除く。）の整備又は維持管理

(8) 前各号に掲げるもののほか、地域における良好な環境や地域の価値を維持向上させるものとして市長が認める取組

(令4規則31・追加)

(広告景観整備地区の指定)

第7条 条例第7条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 整備地区（条例第7条第1項の整備地区をいう。以下同じ。）の名称
- (2) 整備地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

（平17規則51・令4規則31・一部改正）

第8条 市長は、整備地区を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告し、当該整備地区の指定の案（以下「指定案」という。）を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 区域
- (2) 名称
- (3) 基本方針
- (4) 整備基準
- (5) 指定案の縦覧場所

2 前項の規定による公告があったときは、当該整備地区の住民、当該整備地区において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者、広告物又は掲出物件を管理する者及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定案について、市長に意見書を提出することができる。

3 前2項の規定は、整備地区の指定を変更し、又は解除する場合について準用する。

（平17規則51・一部改正）

第9条 市長は、条例第31条第1号の規定により、整備地区の指定又はその指定の変更若しくは解除について第27条に規定する審議会に諮問しようとするときは、前条第2項の規定により提出された意見書（同条第3項の規定により準用される場合を含む。）の要旨を審議会に提出するものとする。

（許可の申請）

第10条 条例第10条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（様式第1号の2）とする。

2 条例第10条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置の期間
- (2) 工事施工者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに工事施工者が屋外広告業者である場合にあつては、その者の屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済証の番号
- (3) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

3 条例第10条第2項第4号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所が他人の所有又は管理に属するときは、その所有者又は管理者の承諾を証する書面又はその写し
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の状況を示すカラー写真
- (3) 道標若しくは案内図板（以下「案内図板等」という。）を表示し、又は設置する場所が特別規制地域に属するときは、その表示し、又は設置する場所から、当該案内図板等により誘導する場所（以下「案内対象」という。）までの経路を確認することができる図書
- (4) 条例第6条第9項の規定による許可を受けようとする者にあつては、公共的取組の内容及び当該取組に係る資金計画が記載された図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

4 市長は、条例第10条第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物表示・設置許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

（平17規則51・平18規則105・平24規則20・平26規則1・平28規則84・令4規則31・一部改正）

（許可の基準）

第11条 条例第11条の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

（堅^{ろう}な広告物等）

第12条 条例第13条第1項ただし書の規則で定める堅^{ろう}な広告物又はこれを掲出する物件は、鉄骨造り、石造りその他耐久性能を有する構造により築造された広告塔、広告板その他これらに類するもののうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により確認を要するもの又はこれに類するものとする。

（許可の期間の更新の申請）

第13条 条例第13条第2項の規定による許可の期間の更新の申請は、屋外広告物許可期間更新申請書（様式第3号）を提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、表示している広告物又は設置している掲出物件が条例第4条第3項各号に掲げる広告物又は掲出物件である場合にあつては、この限りでない。

- (1) 申請前1月以内に撮影した広告物又は掲出物件のカラー写真
- (2) 申請前3月以内に行った屋外広告物安全点検報告書（様式第4号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

3 前条の堅^{ろう}な広告物又はこれを掲出する物件について第1項の許可の期間の更新の申請をする場合においては、前項第2号の規定により添付しなければならない屋外広告物安全点検

報告書の点検実施者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 条例第28条第1項第1号又は第4号に掲げる者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項の一級建築士又は同条第3項の二級建築士の資格を有する者で、条例第28条第1項第2号又は第3号に規定する講習会の課程を修了した者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の広告物及び掲出物件の点検に係る知識を有するものとして市長が別に定める者

4 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物許可期間更新許可書（様式第5号）を申請者に交付する。

（平17規則51・平18規則105・平31規則17・一部改正）

（変更等の許可の申請等）

第14条 条例第14条第1項の規定による変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更・改造許可申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 変更又は改造の前後を比較できる仕様書及び設計図
- (3) 変更又は改造の前後を比較できる色彩及び意匠を表す図面
- (4) 広告物又は掲出物件のカラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める図書

3 市長は、第1項の規定による申請を許可したときは、屋外広告物変更・改造許可書（様式第7号）を申請者に交付する。

（平17規則51・一部改正）

（軽微な変更等）

第15条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更及び改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 広告物又は掲出物件の色彩、意匠又は形状に変更を加えない程度に修繕し、補強し、又は塗り変えること。
- (2) 広告物又は掲出物件の位置及び形状を変更することなく、興行等の内容を表示する広告物を定期的に変更すること。

（平17規則51・一部改正）

（広告景観協定の認定の申請等）

第16条 条例第15条第1項の認定を受けようとする者は、広告景観協定認定申請書（様式第8号）に広告景観協定書の写し及び広告景観協定に係る土地所有者等の合意状況が判断できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 条例第15条第3項の規定による変更の届出又は同条第7項の規定による廃止の届出は、広告景観協定変更・廃止届出書（様式第9号）に、変更の届出の場合にあつては変更後の広告景観協定書の写しを添えてしなければならない。

3 市長は、広告景観協定（条例第15条第3項の規定により広告景観協定の変更を届け出た場合の当該変更後の広告景観協定を含む。）を認定したときは、広告景観協定認定書（様式第10号）を当該申請をした者に交付するものとする。

（許可の証票等）

第17条 条例第16条本文の規則で定める許可の証票は、屋外広告物許可証（様式第11号）とする。

2 条例第16条ただし書の規則で定める許可の証印は、様式第12号とする。

（除却届）

第18条 条例第19条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（様式第13号）を提出して行うものとする。

（違反広告物である旨の表示）

第19条 条例第21条第1項の表示は、標章（様式第14号）を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

2 条例第21条第2項の表示は、標章（様式第15号）を貼り付け、又は取り付けて行うものとする。

（平28規則84・一部改正）

（身分証明書）

第20条 条例第23条第2項及び条例第29条の5第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。

（平18規則105・一部改正）

（届出）

第21条 条例第25条第1項の規定による届出は、堅^{ろう}牢な広告物等の管理者設置・変更届出書（様式第17号）を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、条例第18条第2項各号に掲げる者に該当することを証する書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、こ

の限りでない。

3 条例第25条第2項の規定による届出は、屋外広告物設置者変更届出書（様式第18号）を提出して行うものとする。

4 条例第25条第3項の規定による届出は、屋外広告物設置者・堅^{ろう}牢な広告物等の管理者の氏名等変更届出書（様式第19号）を提出して行うものとする。

5 条例第25条第4項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書（様式第13号）を提出して行うものとする。

（平24規則20・一部改正）

（保管した広告物等一覧簿の閲覧）

第21条の2 条例第25条の2第3項の規則で定める様式は、保管広告物又は掲出物件一覧簿（様式第20号）とする。

2 条例第25条の2第3項の規則で定める場所は、都市局建築部建築総務課とする。

（平17規則51・追加、平18規則105・平25規則12・一部改正）

（競争入札における掲示事項等）

第21条の3 条例第25条の3第4項及び第5項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

（1）入札執行の場所及び日時

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（平17規則51・追加）

（広告物等の返還に係る受領書の様式）

第21条の4 条例第25条の4の規則に定める様式は、受領書（様式第21号）とする。

（平17規則51・追加、平18規則105・一部改正）

（屋外広告業の更新の登録の申請）

第22条 屋外広告業者は、条例第26条第3項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の前6月から前30日までの間に、市長に申請しなければならない。

（平18規則105・全改）

（登録申請書の様式等）

第22条の2 条例第26条の2第1項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書（様式第22号）とする。

2 条例第26条の2第2項（条例第26条の5第3項において準用する場合を除く。）の規則で

定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 誓約書（様式第23号）
- (2) 登録申請者が選任しようとする業務主任者が、条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- (4) 登録申請者が個人である場合にあつては、その住民票の写し又はこれに代わる書面
- (5) 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書）

（平18規則105・追加、平24規則20・一部改正）

（登録の通知）

第22条の3 条例第26条の3第2項の規定による通知は、屋外広告業登録証（様式第24号）を交付することにより行う。

（平18規則105・追加）

（変更の届出の様式等）

第23条 条例第26条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第25号）を提出して行うものとする。

2 条例第26条の5第3項において準用する条例第26条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるものとする。

- (1) 条例第26条の2第1項第1号に掲げる事項の変更の場合 屋外広告業登録証、第22条の2第2項第1号の誓約書（以下この項において「誓約書」という。）及び個人の場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面、法人の場合にあつては登記事項証明書
- (2) 条例第26条の2第1項第2号に掲げる事項の変更の場合（登記事項証明書の記載事項に変更を生じたときに限る。） 登記事項証明書
- (3) 条例第26条の2第1項第3号に掲げる事項の変更の場合 登記事項証明書及び新任の役員を生じた場合にあつては、誓約書
- (4) 条例第26条の2第1項第4号に掲げる事項の変更の場合（新たな法定代理人を生じたとき（法定代理人が法人である場合にあつては、新任の役員を生じたときを含む。）に限る。） 誓約書及び当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合にあつては、登記事項証明書）
- (5) 条例第26条の2第1項第5号に掲げる事項の変更の場合（担当する営業所の名称に変

更を生じたときを除く。) 第22条の2第2項第2号の書面

- 3 市長は、第1項の届出が前項第1号に掲げる場合によるものであるときは、屋外広告業登録証を書換えの上交付するものとする。

(平18規則105・全改、平24規則20・一部改正)

(登録簿の閲覧場所)

第23条の2 条例第26条の6第1項の規定による登録簿の閲覧は、都市局建築部建築総務課において行う。

(平18規則105・追加、平25規則12・一部改正)

(廃業等の届出の様式等)

第23条の3 条例第26条の7第1項の規定による届出及び条例第29条の3第3項の規定による屋外広告業の廃止の届出は、屋外広告業廃業等届出書(様式第26号)を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出は、屋外広告業登録証を添えて行わなければならない。

(平18規則105・追加)

(講習会)

第24条 条例第27条第1項の講習会を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書(様式第27号)を市長に提出しなければならない。

- 2 次に掲げる者は、条例第27条第2項第3号に掲げる事項の受講を免除する。この場合において、講習会を受けようとする者は、前項の申請書に、その資格を証する書面又はその写しを添付しなければならない。

(1) 建築士法に基づく建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第2訓練科の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練を修了した者、同規則別表第11免許職種の欄に掲げる帆布製品製造科に係る職業訓練指導員の免許を受けた者又は同規則別表第11の3の3に掲げる帆布製品製造に係る技能検定に合格した者

- 3 市長は、条例第27条第1項の講習会の課程を修了した者(以下「講習会修了者」という。)に対し、屋外広告物講習会修了証書(様式第28号。以下「修了証書」という。)を交付するものとする。

4 講習会修了者は、修了証書の記載事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出は、屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届出書（様式第29号）に次に掲げる書面を添えてしなければならない。

（1）修了証書

（2）記載事項の変更を証する書面又はその写し

6 市長は、第4項の規定による届出をした者に対し、修了証書を書換えの上、交付するものとする。

（平17規則51・平18規則105・平31規則17・一部改正）

（認定）

第25条 条例第28条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、屋外広告物講習会修了等相当者認定申請書（様式第30号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第28条第1項第5号の規定による認定をした者（以下「認定者」という。）に対し、屋外広告物講習会修了等相当者認定書（様式第31号。以下「認定書」という。）を交付するものとする。

3 認定者は、認定書の記載事項に変更があったときは、市長に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出は、屋外広告物講習会修了等相当者認定書記載事項変更届出書（様式第32号）に次に掲げる書面を添えてしなければならない。

（1）認定書

（2）記載事項の変更を証する書面又はその写し

5 市長は、第3項の規定による届出をした者に対し、認定書を書換えの上、交付するものとする。

（平18規則105・一部改正）

（再交付）

第26条 屋外広告業者、講習会修了者又は認定者は、屋外広告業登録証、修了証書、認定書又は特例屋外広告業届出済証を亡失し、又は損傷したときは、市長に当該書面の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による再交付の申請は、屋外広告業登録証・屋外広告物講習会修了証書・屋外広告物講習会修了等相当者認定書・特例屋外広告業届出済証再交付申請書（様式第33号）を提出して行うものとする。

3 第1項の規定による再交付の申請のうち、屋外広告業登録証、修了証書、認定書又は特例

屋外広告業届出済証を損傷した場合に係るものにあつては、前項の申請書に当該書面を添付しなければならない。

(平18規則105・一部改正)

(標識の様式等)

第26条の2 条例第28条の2の標識は、様式第34号による。

2 条例第28条の2の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 個人で商号を定めている場合にあつては、商号
- (2) 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- (3) 条例第29条の3第3項の規定による営業の届出をした者である場合にあつては、特例屋外広告業者届出済証の番号
- (4) 屋外広告業の登録を受け、又は条例第29条の3第3項の規定による営業の届出をした年月日
- (5) 営業所名
- (6) 当該営業所に置かれている業務主任者の氏名

(平18規則105・追加)

(帳簿の様式等)

第26条の3 条例第28条の3の帳簿は、様式第35号による。

2 条例第28条の3の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 発注者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 広告物又は掲出物件の表示又は設置の年月日

3 前項各号に掲げる事項が電磁的記録媒体その他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（次項において「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

4 帳簿（前項の規定により記録された磁気ディスク等を含む。次項において同じ。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

(平18規則105・追加、平24規則20・一部改正)

(特例屋外広告業届出書の様式等)

第26条の4 条例第29条の3第3項の規定による営業の届出は、特例屋外広告業届出書(様式第36号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出は、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 静岡県屋外広告物条例(昭和49年静岡県条例第16号)に基づく登録を受けたことを証する書面

(2) 市の区域内で営業を行う営業所ごとに選任される業務主任者に係る第22条の2第2項第2号に掲げる書面

3 市長は、第1項の届出があったときは、特例屋外広告業届出済証(様式第37号)を交付するものとする。

(平18規則105・追加)

(特例屋外広告業届出事項変更の届出の様式等)

第26条の5 条例第29条の3第3項の規定による変更の届出は、当該変更を生じた日から60日以内に特例屋外広告業届出事項変更届(様式第38号)を提出して行うものとする。

2 前項の場合において、当該変更が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)の変更 特例屋外広告業届出済証及び前条第2項第1号に掲げる書面

(2) 静岡県屋外広告物条例に基づく登録番号、登録年月日及び有効期間の満了日の変更 前条第2項第1号に掲げる書面

3 第1項の場合において、当該変更が市の区域内で営業を行う営業所ごとに選任される業務主任者の変更であるときは、前条第2項第2号に掲げる書面を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の届出が第2項第1号に掲げる変更に係るものであるときは、特例屋外広告業届出済証を書換えの上交付するものとする。

(平18規則105・追加、平24規則20・一部改正)

(屋外広告業者監督処分簿の記載事項等)

第26条の6 条例第29条の4第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 処分を受けた屋外広告業者の屋外広告業登録証又は特例屋外広告業届出済証の番号、氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び個人で商号を定めている場合にあっては商号

(2) 処分の理由(表示した広告物又は設置した掲出物件に関する処分である場合は、当該

広告物又は掲出物件の概要を含む。)

- 2 条例第29条の4第3項において準用する条例第26条の6第1項の規定による閲覧は、都市局建築部建築総務課において行う。

(平18規則105・追加、平24規則20・平25規則12・一部改正)

(審議会の組織)

第27条 条例第30条に規定する静岡市屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(審議会の運営)

第28条 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、会議に利害関係人その他の関係者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 審議会の庶務は、都市局建築部建築総務課において処理する。
- 6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平16規則30・平18規則105・平25規則12・一部改正)

(手数料の減額又は免除の手続)

第29条 条例第33条第4項の規定により、手数料の減額又は免除を受けようとする者は、屋外広告物許可申請手数料・屋外広告物許可期間更新申請手数料・屋外広告物変更・改造許可申請手数料減額・免除申請書（様式第39号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、屋外広告物許可申請手数料・屋外広告物許可期間更新申請手数料・屋外広告物変更・改造許可申請手数料減額・免除決定通知書（様式第40号）を交付するものとする。

(平23規則77・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までに、合併前の静岡市屋外広告物条例施行規則(平成8年静岡市規則第24号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に、静岡県屋外広告物条例施行規則(昭和49年静岡県規則第31号。以下「県規則」という。)の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業届出済証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、この規則の施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

4 蒲原町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日において県規則の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業登録証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する編入日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(平18規則105・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

5 由比町の編入の日(以下この項において「編入日」という。)の前日までに県規則の規定により静岡県知事がした書類の交付その他の行為(屋外広告業登録証の交付を除く。)又はこの規則の施行の際現に静岡県知事に対して行っている申請その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する編入日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長のした書類の交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

(平20規則190・追加)

附 則(平成16年3月31日規則第30号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第16条の規定により作成され、交付されている身分を示す証明書は、改正後の規則第16条の規定により作成され、交付された身分を示す証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調製して使用することができる。

附 則（平成18年3月8日規則第105号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則に見出し及び1項を加える改正規定は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている申請書は、改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の相当する規定により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の規則第20条の規定により作成され、交付されている身分を証する証明書は、改正後の規則第20条の規定により作成され、交付されている身分証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調製して使用することができる。

附 則（平成20年10月31日規則第190号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成23年10月24日規則第77号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2第2項第5号の改正規定、第23条第2項第4号の改正規定、様式第22号の改正規定及び様式第23号の改正規定は、平成24年4月

1日から施行する。

附 則（平成24年4月14日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月14日規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月10日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合し、許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2（以下「改正後の別表第2」という。）に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して3年間（屋上に設置するものにあつては、市長が別に定める期間）は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月28日規則第84号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第1に規定する基準に適合している屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第1（以下「改正後の別表第1」という。）に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して市長が別に定める期間は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する基準に適合し、許可を受けている屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則別表第2（以下「改正後の別表第2」という。）に規定する基準に適合しなくなるものについては、この規則の施行の日から起算して市長が別に定める期間は、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月27日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定（「屋外広告物点検報告書」を「屋外広告物安全点検報告書」に改める部分を除く。）は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市屋外広告物条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市屋外広告物条例施行規則の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第31号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（平17規則51・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・一部改正）

1 条例第6条第1項第2号の基準

（1） 共通基準

- ア 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。
- イ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。
- ウ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。
- エ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。
- オ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。
- カ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。
- キ 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものでないこと。
- ク 高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の特別規制地域の区域に表示する場合にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

（2） 個別基準

広告物等の種類	第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合（禁止物件に表示し、又は設置する場合を含む。）	特別規制地域及び普通規制地域以外の地域において禁止物件に表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの (ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (ウ) 照明設備付きの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。			

		ものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。		
(2)	ア 屋 建築 物に 設置 利用 する もの	(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。	(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。 (イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること。 (ウ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。
	イ 壁 面か ら突	(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。		(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。

	<p>き出すもの</p>	<p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	<p>ウ 壁面を利用するもの</p>	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>

		こと。	
(3)	ア 塀 工作 物等 を利 用す るも の の	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。	(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。
	イ ア ーケ ード に添 加す るも の		(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。
	ウ 電 柱、 街灯 柱そ の他 これ	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。	

	らに類するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	<p>c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。</p> <p>d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。</p> <p>(イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。</p>	
	エ 消火栓標識柱を利用するもの	<p>つり下げるもの</p> <p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>	
2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに	壁面及び塀を利用するもの	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端</p>

類するもの		<p>分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他	(1) アドバ ルーン	表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。	
の広 告物 等	(2) 広告幕 及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p>	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p> <p>a 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面を利用する場合においては、壁面の端か</p>

	<p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>ら突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>c 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>d 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

2 条例第6条第1項第4号の基準

- (1) 表示面積は、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内で、かつ、0.5平方メートル以内であること。
- (2) 個数は、1施設又は1物件につき1個であること。

3 条例第6条第2項第1号の基準

(1) 共通基準

高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあっては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(2) 個別基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が5平方メートル以内であること。

イ 普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が10平方メートル以内であること。

(イ) 第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積が20平方メートル以内であること。

4 条例第6条第2項第2号の基準

(1) 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示し、又は設置する場合

ア 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。

イ 自己の氏名、名称、店名若しくは商標を表示する場合においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。

(2) 不動産業を営む者が管理する土地又は工作物に表示し、又は設置する場合 1個当たりの表示面積は、2平方メートル以内であること。

(3) (1)及び(2)以外の場所に表示し、又は設置する場合 所有者又は管理者の氏名、名称、又は商標及びその連絡先を表示するものに限り、一の物件につき0.03平方メートル以内であること。

5 条例第6条第2項第3号の基準

(1) 工事の期間中に限り表示するものであること。

(2) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合 (法令の規定に基づき表示する場合を除く。)においては、表示面積は、表示方向から見た場合における当該板塀その他これに類する仮囲いの外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の20分の1以内であること。

6 条例第6条第2項第6号の基準

(1) 電車に表示するもの

ア 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横0.6メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

イ 前面及び後面に表示する場合の表示規格は、縦0.41メートル以下、横0.25メートル以下で、前面及び後面につき各1個であること。

(2) 乗合自動車に表示するもの

ア イに掲げるもの以外のもの

(ア) 側面に表示する場合の表示規格は、縦0.6メートル以下、横1.2メートル以下で、側面につき各2個以内であること。

(イ) 後面に表示する場合の表示規格は、縦0.45メートル以下、横1.2メートル以下で、1個であること。

イ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録を受けた乗合自動車のうちその本拠の位置が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の他の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の区域内に存するものに表示するもの

都道府県又は指定都市若しくは当該中核市における屋外広告物に関する条例の規定に従って適法に表示されているものであること。

7 条例第6条第2項第9号の基準

(1) 野立てのもの

ア 高さは、地上5メートル以下であること。

イ 表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(2) 壁面を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

(3) 塀を利用するもの

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

8 条例第6条第3項第1号の基準

(1) 共通基準

ア 物件の両端等から突き出ないものであること。

イ 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

ウ 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。

エ 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

オ 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

カ 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

キ 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

ク 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなもので

ないこと。

(2) 個別基準

ア 第1種特別規制地域、第2種特別規制地域又は第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

(イ) 表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その平面の面積の10分の1以内であること。ただし、その平面の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。

イ アに掲げる地域以外の地域において表示し、又は設置する場合

表示面積は、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線内を1平面とみなしたときのその平面の面積の5分の1以内であること。ただし、その平面の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。

ウ 条例第4条第1項第12号に掲げる物件に表示し、又は設置する場合

表示面積の合計は、5平方メートル以内であること。

9 条例第6条第3項第2号の基準

- (1) 樹名、特徴その他これらに類する事項を説明するものであること。
- (2) 1個当たりの表示規格は、縦0.25メートル以下、横0.25メートル以下であること。
- (3) 広告物の意匠及び色彩が当該物件と調和するものであること。

10 条例第6条第6項の基準

- (1) 1個当たりの表示面積は、1平方メートル以内であること。
- (2) 表示期間が30日以内であること。
- (3) 広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

11 条例第6条第7項の基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示

されていること。

12 条例第6条第8項の基準

(1) 共通基準

広告面に表示の始期及び終期並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は連絡先が明示されていること。

(2) 第6条の2第3号の基準

ア 1個当たりの表示規格は、縦1.8メートル以下、横0.6メートル以下であること。

イ 表示期間が30日以内であること。

別表第2 (第11条関係)

(平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則61・平26規則1・平28規則84・令4規則31・一部改正)

1 共通基準

(1) 蛍光塗料は、保安上必要なものを除き使用しないものであること。

(2) 著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したものでないものであること。

(3) 裏面、側面及び脚部は、美観を損なわないものであること。

(4) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないものであること。

(5) 構造は、地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのないものであること。

(6) 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないものであること。

(7) 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げるようなものではないこと。

2 個別基準

(1) 条例第5条の基準

広告物等の種類		第1種普通規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種普通規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告 塔、広告 板その他 これらに	(1) 野立てのもの	(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。 (イ) 表示面積の合計は、30平方メートル以内である	

<p>類するもの</p>		<p>こと。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
<p>(2) 建築物を利用するもの</p>	<p>ア 屋上に設置するもの</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、15メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること（照明設備付きのものを除く。）。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあつては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ないものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	<p>イ 壁面から突き出すもの</p>	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路の上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ア) 外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのもの</p>

		<p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>にあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積はその壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであるこ</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(ウ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	

		と。 (エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。 (オ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。	
(3) 工作物等を利用するもの	ア 塀を利用するもの	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の1面の面積が、300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 塀の上端及び両	(ア) 1面の表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (ウ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。

		側端から突き出ないものであること。 (エ) 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。
	イ アーケードに添加するもの	(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横1.35メートル以下、幅0.3メートル以下とし、同一街区内においては同一規格であること。 (イ) 下端は、地上2.5メートル以上であること。
	ウ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの (消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
	エ 消火栓標識柱を利用するもの	つり下げるもの (ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。 (イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 (ウ) 個数は、1本につき1個であること。

<p>2 貼り 紙、貼り 札、立看 板その他 これらに 類するも の</p>	<p>壁面及び塀を利用する もの</p>	<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>	<p>(ア) 1面の表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(ウ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
<p>3 その他 の広告物</p>	<p>(1) アドバルーン</p>	<p>表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下である</p>	

等

	こと。	
(2) 広告幕及び広告網	<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、 下端は地上5メートル以上 であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用す るもの</p> <p>a 壁面又は塀の1面の面積 が300平方メートル未満の 場合においては、表示面 積は、その壁面又は塀の 面積の5分の1以内であ ること。ただし、壁面又 は塀の面積の5分の1が 15平方メートルに達しな い場合にあつては、15平 方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積 が300平方メートル以上の 場合においては、表示面 積は、その壁面又は塀の 面積の10分の1以内であ ること。ただし、壁面又 は塀の面積の10分の1が 60平方メートルに達しな い場合にあつては、60平 方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合にお いては、壁面の端から突 き出ないものであり、か つ、窓その他の開口部を</p>	<p>(ア) 道路を横断する もの 幅は1メートル以下 で、下端は地上5メー トル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利 用するもの</p> <p>a 1面の表示面積 は、その壁面又は塀 の面積の5分の1以 内であること。ただ し、壁面又は塀の面 積の5分の1が15平 方メートルに達しな い場合にあつては、 15平方メートル以内 とする。</p> <p>b 壁面を利用する場 合においては、壁面 の端から突き出ない ものであり、かつ、 窓その他の開口部を 覆わないものである こと。</p> <p>c 塀を利用する場合 においては、塀の上 端及び両側端から突 き出ないものである こと。</p> <p>d 照明設備付きのも</p>

		<p>覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>のにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>	

(2) 条例第6条第4項の基準

ア 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの

(ア) 共通基準

高速自動車国道の本線車道（トンネルの区間を除く。）から200メートル以内の区域にあつては、点滅及び回転するもの並びに交通標識等と混同しやすいものでないこと。

(イ) 個別基準

広告物等の種類		第1種特別規制地域において表示し、又は設置する場合	第2種特別規制地域において表示し、又は設置する場合
1 広告塔、広告板その他これらに類するもの	(1) 野立てのもの	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上10メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計</p>	<p>(ア) 高さは、広告塔にあつては地上15メートル以下、広告板にあつては地上5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 表示面積の合計</p>

		<p>は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	<p>は、30平方メートル以内であること。ただし、広告塔の場合は、1面30平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
(2) 建築物を利用するもの	ア 屋上に設置するもの	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること（照明設備付きのものを除く。）。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあっては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ない</p>	<p>(ア) 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>(イ) 建築物の壁面から突き出ないものであること（照明設備付きのものを除く。）。</p> <p>(ウ) 照明設備付きのものにあっては、次の要件を満たすものであること。</p> <p>a 照明設備を除く部分が、建物の壁面から突き出ないものであること。</p> <p>b 照明設備が、建築物の壁面から、道路その他公共の用に供する土地に突き出ない</p>

		<p>ものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること</p>	<p>ものであること。</p> <p>c 照明設備が、建築物の壁面から突き出る場合は、落下防止措置を講じること。</p> <p>(エ) 木造建築物の棟の上には、設置しないものであること。</p>
	イ 壁面から突き出すもの	<p>(ア) 表示面積は、1面につき20平方メートル以内とし、外壁からの出幅は、1.5メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 上端は、壁面を越えないものであること。</p> <p>(エ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>	
	ウ 壁面を利用するもの	<p>(ア) 壁面の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面面積の5分の1以内であること。ただし、壁面面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合においては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面面積の10分の1以内であること。ただし、壁面面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合においては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面の端から突き出ないものであること。</p> <p>(エ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。</p>	

		(オ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。
(3) 工 作物等 を利用 する もの	ア 塀を利用するもの	(ア) 塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その塀の面積の5分の1以内であること。ただし、塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあっては、15平方メートル以内とする。 (イ) 塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その塀の面積の10分の1以内であること。ただし、塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあっては、60平方メートル以内とする。 (ウ) 塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。 (エ) 照明設備付きのものにあっては、照明設備に落下防止措置を講じること。
	イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの(消火栓標識柱を除く。)を利用するもの	(ア) 突き出すもの a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。 b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。 c 街灯柱に設置する場合の個数は、1本につき2個以内であること。 d c以外に設置する場合の個数は、1本につき1個であること。 (イ) 巻き付けるもの 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
	ウ 消火栓標識	つり下げるもの

		柱を利用するもの	<p>(ア) 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。</p> <p>(イ) 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 個数は、1本につき1個であること。</p>
2 貼り紙、貼り札、立看板その他これらに類するもの	壁面及び塀を利用するもの		<p>(ア) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>(イ) 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>(ウ) 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>(エ) 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p>
3 その他の広告物等	(1) アドバルーン		表示規格は、縦20メートル以下、横1.5メートル以下で、ロープの長さは取付箇所から50メートル以下であること。
	(2) 広告幕及び広告網		<p>(ア) 道路を横断するもの 幅は1メートル以下で、下端は地上5メートル以上であること。</p> <p>(イ) 壁面又は塀を利用するもの</p>

		<p>a 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル未満の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の5分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の5分の1が15平方メートルに達しない場合にあつては、15平方メートル以内とする。</p> <p>b 壁面又は塀の1面の面積が300平方メートル以上の場合においては、表示面積は、その壁面又は塀の面積の10分の1以内であること。ただし、壁面又は塀の面積の10分の1が60平方メートルに達しない場合にあつては、60平方メートル以内とする。</p> <p>c 壁面を利用する場合においては、壁面の端から突き出ないものであり、かつ、窓その他の開口部を覆わないものであること。</p> <p>d 塀を利用する場合においては、塀の上端及び両側端から突き出ないものであること。</p> <p>e 照明設備付きのものにあつては、照明設備に落下防止措置を講じること。</p>
	(3) のぼり	<p>(ア) 1本当たりの表示面積は、1面につき2平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 道路の区域及び路端から5メートル以内の地域に表示し、又は設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上であること。</p>

(3) 条例第6条第5項の基準

ア 野立てのもの

(ア) 案内図板等

- a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの経路を表示したものであること。
- b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
- c 案内図板等に表示される広告（以下「案内広告」という。）に表示された地

図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。

- d 高さは、地上5メートル以下であること。
- e 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告を表示することができる。
- f 同一案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等（イ及びウの基準に適合するものを除く。）を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。
- g 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
- h eの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、案内広告の表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該案内広告と同一の寸法及び形状の案内広告をそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該案内広告が表示される面の裏側に案内広告（4以上の者が協同で表示するものであって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。）を表示することができる。

(イ) 道路法施行令第7条第1号の標識

道路法第32条の規定により道路の占用の許可を受けたもの又は同法第35条の規定により道路の占用を認められたものであること。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの

- a 高さは、地上5メートル以下であること。
- b 表示面積が3平方メートル以内であり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示することができる。

- c 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（当該広告物を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。
 - d bの規定にかかわらず、4以上の者が協同で表示する場合にあっては、表示面積が8平方メートル以内、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものであり、かつ、片面のみの表示であるものであること。ただし、当該広告物と同一の寸法及び形状のものをそれぞれの裏側が見えないように表示する場合に限り、当該広告物が表示される面の裏側に表示（4以上の者が協同で表示するものあって、1者当たりの表示の部分の面積が2平方メートル以内の同一規格のものに限る。）することができる。
- イ 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（消火栓標識柱を除く。）を利用するもの
- (ア) 突き出すもの
 - a 表示規格は、縦1.2メートル以下、横0.4メートル以下であること。
 - b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
 - c 個数は、1本につき1個であること。
 - (イ) 巻き付けるもの
 - 1本当たりの表示面積の合計は、1平方メートル以内であること。
- ウ 消火栓標識柱を利用するもの
- (ア) つり下げるもの
 - a 表示規格は、縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下であること。
 - b 下端は、歩道と車道の区別のある道路の歩道上では地上2.5メートル以上、歩道と車道の区別のない道路上では地上4.7メートル以上であること。
 - c 個数は、1本につき1個であること。
- エ 建築物の壁面を利用するもの
- (ア) 土地の状況等によりやむを得ないと認められるものであること。
 - (イ) 当該広告物の上端の高さは、地上5メートル以下であること。
 - (ウ) 案内広告の表示面積が3平方メートル以内であること。
 - (エ) 壁面の端から突き出ないものであること。
 - (オ) 窓その他の開口部を覆わないものであること。

(カ) 電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（広告物を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。

(キ) 案内図板等にあつては、次の基準に適合するもの。

- a 原則として、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの経路を表示したものであること。
- b 案内対象に誘導するための地図又は矢印を表示したものであること。
- c 案内広告に表示された地図、矢印、当該案内図板等を表示し、又は設置する場所から案内対象までの距離その他の案内又は誘導を目的とした表示の部分の面積の合計が案内広告の面積の3分の1以上であること。
- d 同一の案内対象へ誘導することを目的とする案内図板等（イ及びウの基準に適合するものを除く。）を設置する場合は、当該案内図板等相互間の距離を20メートル以上とすること。

(4) 条例第6条第9項の基準

ア 特別規制地域において表示し、又は設置する場合

(ア) この表の2(2)(イ)の基準に適合していること。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が周辺の景観と調和するものであること。

イ 禁止物件に表示し、又は設置する場合

(ア) 禁止物件の効用を妨げるようなものでないこと。

(イ) 広告物の意匠及び色彩が禁止物件及び周辺の景観と調和するものであること。

3 この表の1及び2の基準に適合しない広告物又は掲出物件にあつては、これらを表示し、又は設置する特別の必要があり、かつ、良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するうえで支障のないものであること。

様式第1号（第5条の2関係）

屋外広告物設置協議書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

届出者
住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]
電話番号

静岡市屋外広告物条例 第6条第1項 広告物の表示
静岡市屋外広告物条例施行規則 第6条の2 の規定により、
掲出物件の設置
について、次のとおり協議します。

表示（設置）場所					
広告物の種類・表示内容・形状・面積等					
種 類	形 状	表 示 面	面 積	面 照 明	
表示内容		面 積			
種 類	形 状	表 示 面	面 積	面 照 明	
表示内容		面 積			
種 類	形 状	表 示 面	面 積	面 照 明	
表示内容		面 積			
材料及び構造					
色彩、意匠 その他表示の方法					
広告物の表示又は掲 出物件の設置の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで			
工 事 施 工 者	氏名又は 名 称			静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出	
	住 所 又 は 主たる事業 所の所在地			第 号	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
地 域 規 制 区 分	※				
備 考					

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第1号の2(第10条関係)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
 申請者
 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 電話番号

第5条 静岡市屋外広告物条例 第6条第4項 の規定により、 広告物の表示 掲出物件の設置 の許可を受
 第6条第5項
 けたいので、次のとおり申請します。

表示(設置)場所					
広告物の種類・表示内容・形状・面積等					
種類	形状	表示面	面積	照明	
表示内容			面積		
種類	形状	表示面	面積	照明	
表示内容			面積		
種類	形状	表示面	面積	照明	
表示内容			面積		
材料及び構造					
色彩、意匠その他表示の方法					
広告物の表示又は掲出物件の設置の期間	※ 年 月 日から 年 月 日まで				
工事施工者	氏名又は名称				静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出
	住所又は主たる事務所の所在地				第 号
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日		
広告区分	※	地域規制区分	※		
手数料	※				
備考					

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第2号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物表示・設置許可書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物表示・設置については、静岡市屋外
広告物条例の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

1 表示・設置者

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

2 表示又は設置場所

3 許可期間 年 月 日 から 年 月 日まで

4 広告区分

5 規制地域区分

6 工事施工者

7 広告物管理者

8 手数料

9 許可条件

(1) 広告物の落下、倒壊等防止及び良好な景観を形成し、又は風致を維持するため補
修塗装等の維持管理を充分に行うこと。

(2) 同封した屋外広告物許可証(ステッカー)は、広告物の見やすいところへ貼付する
こと。

10 掲出を許可した広告物

[種類] [表示内容] [縦] [横] [表示面] [面積] [照明] [手数料]

様式第3号(第13条関係)

屋外広告物許可期間更新申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
申請者
氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

静岡市屋外広告物条例第13条第2項の規定により、許可の期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 表示又は設置場所
- 2 現在受けている許可の期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 3 許可年月日及びその番号 年 月 日 第 号
- 4 更新の期間 年 月 日 から 年 月 日まで
- 5 手数料
- 6 許可の期間の更新を受けたい広告物

[種類] [表示内容] [縦] [横] [表示面] [面積] [照明] [手数料]

様式第4号（第13条関係）

屋外広告物安全点検報告書

対象物件	広告物の表示又は設置の場所			
	表示(設置)年月日 〔当初表示(設置)年月日〕	[年 月 日 年 月 日]	
	現在受けている許可の年月日 及びその番号		年 月 日	番 号
点検項目等		補修を要する 不良な箇所	補修の概要	
			補修年月日	補修の内容
基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜及びぐらつき	有・無	年 月 日	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつき	有・無	年 月 日	
	3 鉄骨のサビ発生及び塗装の老朽化	有・無	年 月 日	
支持部	1 鉄骨接続部（溶接部・プレート）の腐食、変形及び隙間	有・無	年 月 日	
	2 鉄骨接続部（ボルト・ナット・ビス）のゆるみ及び欠落	有・無	年 月 日	
取付部	1 アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形	有・無	年 月 日	
	2 溶接部、コーキング等の劣化	有・無	年 月 日	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取付部周辺の異常	有・無	年 月 日	
広告板	1 表示画板、切り文字等の腐食、破損及び変色並びにビス等の欠落	有・無	年 月 日	
	2 側板及び表示画板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損	有・無	年 月 日	
	3 広告板底部の腐食、水抜き穴の詰まり	有・無	年 月 日	
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光	有・無	年 月 日	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水	有・無	年 月 日	
	3 周辺機器の劣化及び破損	有・無	年 月 日	
その他	1 付属部材の腐食及び破損	有・無	年 月 日	
	2 避雷針の腐食及び損傷	有・無	年 月 日	
	3 その他点検した事項 ()	有・無	年 月 日	
点検した年月日		年 月 日		
点検実施者	住 所			
	氏 名			
	資格等			

(注) 対象物件が^{ろう}堅牢な広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

様式第5号(第13条関係)

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物許可期間更新許可書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物許可期間の更新については、静岡市屋外広告物条例に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 1 表示又は設置場所
 - 2 更新の許可の期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 - 3 手数料
 - 4 許可条件
 - (1) 広告物の落下、倒壊等防止及び良好な景観を形成し、又は風致を維持するため補修塗装等の維持管理を充分に行うこと。
 - (2) 同封した屋外広告物許可証(ステッカー)は、広告物の見やすいところへ貼付すること。ちょう
 - 5 許可期間の更新を受けた広告物
- [種類] [表示内容] [縦] [横] [表示面] [面積] [照明] [手数料]

様式第6号(第14条関係)

屋外広告物 変更 許可申請書
改造

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

静岡市屋外広告物条例第14条第1項の規定により、広告物 の 変更 の 許可 を 受
掲出物件 の 改造 けたいので、次のとおり申請します。

表示(設置)場所						
広告物の種類・表示内容・形状・面積等						
表示前	種類	形状	表示面	面	照明	
	表示内容		面積			
表示後	種類	形状	表示面	面	照明	
	表示内容		面積			
表示前	種類	形状	表示面	面	照明	
	表示内容		面積			
表示後	種類	形状	表示面	面	照明	
	表示内容		面積			
表示前	種類	形状	表示面	面	照明	
	表示内容		面積			
表示後	種類	形状	表示面	面	照明	
	表示内容		面積			
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号		
変更の理由						
工事施工者	氏名又は名称			静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出		
	住所又は主たる事務所の所在地			第 号		
手数料						
備考						

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第7号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物変更・改造許可書

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物変更・改造については、次のとおり許可します。

表示(設置)場所		広告物の種類・表示内容・形状・面積等					
変更前	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更後	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更前	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更後	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更前	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更後	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更前	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
変更後	種 類	形 状	表示面	面	照 明		
	表示内容		面 積				
許 可 の 条 件							
変更等許可手数料							

様式第8号(第16条関係)

広告景観協定認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

申請者 住所 [法人にあっては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名]

静岡市屋外広告物条例第15条第1項の規定により、広告景観協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

名 称	
区 域	
表示の方法 (広告物の 位置、形状、 面積、色彩、 意匠等)	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告景観協定の変更・廃止の方法	
広告景観協定に違反した場合の措置	
その他広告景観協定の実施に関する事項	

(注) 区域の図面を添付してください。

様式第9号(第16条関係)

広告景観協定変更・廃止届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり、広告景観協定を 変更 廃止 したので、静岡市屋外広告物条例 第15条 第15条 第3項 第7項 の規定により届け出ます。

名 称	
区 域	
変更・廃止年月日	
変 更 の 内 容 (廣 告 物 の 位 置、形 状、 面 積、色 彩、 意 匠 等)	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
広告景観協定の変更・廃止について	
広告景観協定に違反した場合の措置	
認定の変更を受けようとする理由	

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 区域が変更となる場合は、区域の図面を添付してください。

様式第10号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

広告景観協定認定書

年 月 日付けで 申請のあった広告景観協定 については、次のと
届出のあった広告景観協定の変更
おり適当であると認定します。

名 称	
区 域	
表示の方法 (広告物の 位置、形状、 面積、色彩、 意匠等)	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告景観協定の変 更・廃止の方法	
広告景観協定 に違反した場 合の措置	
その他広告景観協定 の実施に関する 事項	

様式第11号(第17条関係)

屋 外 广 告 物 许 可 证

番 号 第 号

期 限 年 月 日

静 冈 市

様式第12号(第17条関係)



(注) 大きさは、直径4.5センチメートルとする。

様式第13号(第18条、第21条関係)

屋外広告物除却・滅失届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり 広告物を 除却 したのを、静岡市屋外広告物条例 第19条第2項
掲出物件を 滅失 したのを、静岡市屋外広告物条例 第25条第4項
の規定により届け出ます。

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
除却・滅失年月日	年 月 日			
除却・滅失の理由				
備 考				

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第14号(第19条関係)

この広告物は違反広告物です

年 月 日

静 岡 市

この広告物は、静岡市屋外広告物条例に違反しています。

様式第15号(第19条関係)

この広告物は除却命令違反です

年 月 日

静 岡 市

この広告物は、静岡市屋外広告物条例に基づく除却命令に違反しています。

様式第16号(第20条関係)

(表)

<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: 80px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: 40px; margin: 5px auto;"> <p style="text-align: center;">割 ス タ ンプ</p> </div> </div>	<p>身 分 証 明 書</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>所属名</p> <p>職氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p>
<p>上記の者は、静岡市屋外広告物条例第23条第1項及び第29条の5第1項の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">静岡市長 氏 名 印</p>		

(裏)

静岡市屋外広告物条例(抜粋)

(報告及び検査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物及びこれを掲出する物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第29条の5 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に対し、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員に、営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第17号(第21条関係)

堅牢な^{ろう}広告物等の管理者 設置
変更 届出者

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

次のとおり、堅牢な^{ろう}広告物等の管理者を 設置
変更 したので、静岡市屋外広告物条例第

25条第1項の規定により届け出ます。

広告物の種類				
広告物を表示し、又は 掲出物件を設置する 場所				
表示の内容				
形状及び面積				
材料及び構造				
現在受けている 許可の年月日及び その番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
設置 変更	年月日	年 月 日		
新 管 理 者	住所又は主 たる事務所の 所在地			
	氏名又は名称			
旧 管 理 者	住所又は主 たる事務所の 所在地			
	氏名又は名称			
備 考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、新管理者が屋外広告業者である場合に記入してください。

様式第18号(第21条関係)

屋外広告物設置者変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
届出者
氏 名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]
電話番号

次のとおり、屋外広告物設置者を変更したので、静岡市屋外広告物条例第25条第2項の規定により届け出ます。

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番 号	第 号
変更年月日	年 月 日			
旧設置者	住所又は主たる事務所の所在地			
	氏名又は名称			
変更の理由				
※屋外広告業登録番号等	静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出		第 号	
備考				

(注) ※印のある欄は、変更後の設置者が屋外広告業者である場合に記入してください。

様式第19号(第21条関係)

屋外広告物設置者
ろうの氏名等変更届出書
 堅牢な広告物等の管理者

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
 届出者
 氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
 電話番号

屋外広告物設置者
 次のとおり、ろうの氏名等を変更したので、静岡市屋外広告物
 堅牢な広告物等の管理者
 条例第25条第3項の規定により届け出ます。

広告物の種類				
広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所				
表示の内容				
現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番 号	第 号
変更年月日	年 月 日			
変更前	住所又は主たる事務所の所在地			
	氏名又は名称			
	※屋外広告業登録番号等	静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出	第 号	
変更後	住所又は主たる事務所の所在地			
	氏名又は名称			
備考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、変更後の設置者又は管理者が屋外広告業者である場合は、記入してください。

様式第21号(第21条の4関係)

受 領 書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
返還を受けた者
氏名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり広告物又は掲出物件(現金)の返還を受けました。

返 還 を 受 け た 日 時		
返 還 を 受 け た 場 所		
返 還 を 受 け た 広 告 物 又 は 掲 出 物 件	整 理 番 号	
	名 称 又 は 種 類	
	形 状	
	数 量	
返 還 を 受 け た 金 額		

様式第22号(第22条の2関係)

(表)
屋外広告業登録申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

登録申請者

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

屋外広告業の登録を受けたいので、静岡市屋外広告物条例第26条第1項第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	静岡市屋外広告業登録第	号
	更新	※登録年月日	年	月 日
ふりがな 氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)				
	法人・個人の別	1 法人 2 個人		
住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)	郵便番号()			
	電話番号()			
1 静岡市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)		営業所の電話番号

(裏)

2 業務主任者の氏名、住所、所属する営業所の名称、資格	所属営業所名	氏 名	住 所	資格
3 法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の職、氏名及び住所	職	ふりがな 氏 名	住 所	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地	ふりがな 氏 名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名)			
	住 所 (法人にあつては、その 主たる事務所の所在地)	郵便番号(—)	電話番号() —	
5 法定代理人が法人である場合の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の職、氏名及び住所	職	ふりがな 氏 名	住 所	
6 他の地方公共団体における屋外広告業の登録番号等	登 録 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 番 号	
		年 月 日		
備 考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、新規の登録の場合は記入しないでください。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲んでください。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別を記入してください。

様式第23号(第22条の2関係)

誓約書

登録申請者は、静岡市屋外広告物条例第26条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
登録申請者
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

(宛先)静岡市長

静岡市屋外広告物条例(抜粋)

(登録の拒否)

第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第29条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者で法人であるものが第29条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第29条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第28条第1項に定めるところに従って業務主任者を選任していない者

様式第24号(第22条の3関係)

静岡市屋外広告業登録第 号

屋 外 広 告 業 登 録 証

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

初回登録年月日 年 月 日

更新登録年月日 年 月 日

有効期間の満了日 年 月 日

静岡市屋外広告物条例第26条の3第1項の規定により、屋外広告業者登録簿に登録したことを証します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第25号(第23条関係)

屋外広告業登録事項変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
届出者
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡市屋外広告物条例第26条の5第1項の規定により届け出ます。

登録番号	静岡市屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
ふりがな 氏名 <small>〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕</small>			
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住所 <small>〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕</small>	郵便番号()		
	電話番号()		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

(注) 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲んでください。

様式第26号(第23条の3関係)

屋外広告業廃業等届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

屋外広告業を廃止等したので、静岡市屋外広告物条例 第26条の7第1項 第29条の3第3項 の規定により届け出ます。

登録(届出)番号	静岡市屋外広告業登録 静岡市特例屋外広告業届出	第 号
登録(届出)年月日	年 月 日	
ふりがな 氏名 <small>〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕</small>	法人・個人の別	1 法人 2 個人
	住所 <small>〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕</small>	郵便番号() 電話番号()
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定による解散 4 その他の理由による解散 5 廃止	
届出の理由の生じた日	年 月 日	
屋外広告業者と届出者との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人	

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 法人・個人の別、届出の理由欄及び屋外広告業者と届出者との関係欄は、該当する数字を○で囲んでください。

様式第27号(第24条関係)

屋外広告物講習会受講申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所
 フリがな
 申請者 氏 名
 生年月日 年 月 日
 電話番号

広告物及び掲出物件に関する講習会を受けたいので、静岡市屋外広告物条例施行規則第24条第1項の規定により、次のとおり申請します。

勤 務 先	所在地 名 称	郵便番号(—) 電話番号() —	写 真 貼 付 縦4cm 横3cm (申請前6月以内に 撮影した無帽、正 面、上半身、無背景 のもの)
受講希望事項	1 広告物及び掲出物件に関する法令についての知識 2 広告物の表示及び掲出物件の設置方法についての知識 3 広告物及び掲出物件の施工についての知識		
講習科目の 受講の免除の 免許資格	1 建築士法(昭和25年法律第202号)に基づく建築士の資格を有する者 2 電気工事士法(昭和35年法律第139号)に基づく電気工事士の資格を有する者 3 電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者免状の交付を受けている者 4 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく帆布製品科に係る職業訓練指導員免許所持者、帆布製品製造科に係る職業訓練修了者又は帆布製品製造に係る技能検定合格者		
備 考			

(注)

- 1 受講希望事項欄及び講習科目の受講の免除の免許資格欄は、該当する数字を○で囲んでください。
- 2 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、その資格を証する書面又はその写しを添付してください。
- 3 講習科目の受講の免除の免許資格を有する者は、「広告物の施工についての知識」の受講が免除されます。

様式第28号(第24条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所
氏 名

年 月 日生

静岡市屋外広告物条例第27条第1項の規定による講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第29号(第24条関係)

屋外広告物講習会修了証書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
届出者
氏名 〔法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
電話番号

次のとおり、屋外広告物講習会修了証書の記載事項に変更があつたので、静岡市屋外
広告物条例施行規則第24条第4項の規定により届け出ます。

修了証書の年月日 及びその番号	年月日	年 月 日	番号	第 号
変更年月日	年 月 日			
変更前				
変更後				
変更の理由				
備考				

(注) 修了証書及び記載事項の変更を証する書面又はその写しを添付してください。

様式第30号(第25条関係)

屋外広告物講習会修了等相当者認定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
申請者
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

広告物及び掲出物件に関する講習会の課程を修了した者等と同等以上の知識を有する者の認定を受けたいので、静岡市屋外広告物条例第28条第1項第5号の規定により、次のとおり申請します。

勤 務 先	名 称	生年 月日	年 月 日
	所在地		
広告物の表示 又は掲出物件 の設置に関する 業務の経験 年数及びその 資格の状況			
備 考			

様式第31号(第25条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了等相当者認定書

住 所
氏 名

年 月 日生

静岡市屋外広告物条例第28条第1項第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者と認定します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第32号(第25条関係)

屋外広告物講習会修了等相当者認定書記載事項変更届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

届出者 住所 〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
氏名 〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

次のとおり、屋外広告物講習会修了相当者認定書の記載事項に変更があつたので、静岡市屋外広告物条例施行規則第25条第3項の規定により届け出ます。

認定書の年月日及びその番号	年月日	年 月 日	番 号	第 号
変 更 年 月 日				
変 更 前				
変 更 後				
変 更 の 理 由				
備 考				

(注) 認定書及び記載事項の変更を証する書面又はその写しを添付してください。

様式第33号(第26条関係)

屋 外 廣 告 業 登 録 証
屋 外 廣 告 物 講 習 会 修 了 証 書
屋 外 廣 告 物 講 習 会 修 了 等 相 当 者 認 定 書
特 例 屋 外 廣 告 業 届 出 済 証

再交付申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号

静岡市屋外広告物条例施行規則第26条第2項の規定により、
屋 外 廣 告 物 講 習 会
屋 外 廣 告 物 講 習 会
特 例 屋 外 廣 告

業 登 録 証
習 会 修 了 証 書
修 了 等 相 当 者 認 定 書
業 届 出 済 証

の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申 請 の 理 由	
備 考	

(注) 不要の文字は、抹消してください。

様式第34号(第26条の2関係)

屋 外 広 告 業 者 標 識	
氏名又は名称及び個人であって 商号を定めている場合の商号	
法人である場合の代表者の氏名	
屋外広告業の登録番号又は 特例屋外広告業届出済証の番号	第 号
登 録 年 月 日 又 は 届 出 年 月 日	年 月 日
営 業 所 名	
この営業所に置かれている 業 務 主 任 者 の 氏 名	

様式第36号(第26条の4関係)

(表)
特例屋外広告業届出書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)

届出者

氏 名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)

静岡市屋外広告物条例第29条の3第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

届出番号	※静岡市特例屋外広告業届出第 号		
届出年月	※ 年 月 日		
ふりがな 氏 名 (法人にあつては、その 名称及び代表者の 氏名)			
	法人・個人の別	1 法人 2 個人	
住 所 (法人にあつては、そ の主たる事務所の 所在地)	郵便番号()		
	電話番号()		
1 静岡市の区域内 において営業を行 う営業所の名称及 び所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	営業所の 電話番号

(裏)

	所属営業所名	氏 名	住 所	資格
2 業務主任者の氏名、住所、所属する営業所の名称、資格				
3 静岡県から受けている登録にかかる登録番号、登録年月日及び有効期間の満了日	登録番号	登録年月日	有効期間の満了日	
		年 月 日	年 月 日	
4 その他の地方公共団体から受けている登録番号等	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号	
		年 月 日		
備 考				

(注)

- 1 不要の文字は、抹消してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 法人・個人の別は、該当する数字を○で囲んでください。
- 4 業務主任者の資格欄は、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別を記入してください。

様式第37号(第26条の4関係)

静岡市特例屋外広告業届出第 号

特例屋外広告業届出済証

住 所 (法人にあつては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
届出年月日 年 月 日

静岡市屋外広告物条例第29条の3第3項の規定による特例屋外広告業の届出をしたことを証します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

様式第38号（第26条の5関係）

特例屋外広告業届出事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

届出者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名]

屋外広告業に関する事項を変更したので、静岡市屋外広告物条例第29条の3第3項の規定により届け出ます。

届出番号	静岡市特例屋外広告業届出第 号		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
備考			

様式第39号(第29条関係)

屋外広告物許可申請手数料 減額
屋外広告物許可期間更新申請手数料 申請書
屋外広告物変更・改造許可申請手数料 免除

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 (法人にあつては、その
主たる事務所の所在地)
申請者
氏名 (法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名)
電話番号

屋外広告物許可申請手数料 減額
屋外広告物許可期間更新申請手数料 を 減額
屋外広告物変更・改造許可申請手数料 免除 してくださるよう次のとおり

申請します。

- 1 表示又は設置場所
- 2 広告物の種類・表示内容・面積等
- 3 表示又は設置期間
- 4 手数料 円
- 5 減免を受けようとする理由

(注) 不要の文字は抹消してください。

様式第40号(第29条関係)

屋外広告物許可申請手数料 減額
屋外広告物許可期間更新申請手数料 決定通知書
屋外広告物変更・改造許可申請手数料 免除

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

屋外広告物許可申請手数料
屋外広告物許可期間更新申請手数料
屋外広告物変更・改造許可申請手数料

年 月 日付けで申請のあった
減額 減額
の については、次のとおり したので通知します。
免除 免除

規定手数料額	減免額	差引納付額
円	免除	円
	減額 円	
減額 免除 の条件		

様式第1号（第5条の2関係）

（平28規則84・追加）

様式第1号の2（第10条関係）

（平18規則105・全改、平23規則77・平24規則20・一部改正、平28規則84・旧様式第1号繰下、令3規則66・一部改正）

様式第2号（第10条関係）

（平18規則105・全改、平24規則20・一部改正）

様式第3号（第13条関係）

（平18規則105・全改、平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第4号（第13条関係）

（平31規則17・全改）

様式第5号（第13条関係）

（平18規則105・全改）

様式第6号（第14条関係）

（平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・令3規則66・一部改正）

様式第7号（第14条関係）

様式第8号（第16条関係）

（平17規則51・平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第9号（第16条関係）

（平17規則51・平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

様式第11号（第17条関係）

様式第12号（第17条関係）

様式第13号（第18条、第21条関係）

（平17規則51・平18規則105・平23規則77・一部改正）

様式第14号（第19条関係）

様式第15号（第19条関係）

様式第16号（第20条関係）

（平18規則105・全改、令3規則66・一部改正）

様式第17号（第21条関係）

（平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・一部改正）

様式第18号（第21条関係）

（平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・一部改正）

様式第19号（第21条関係）

（平17規則51・平18規則105・平23規則77・平24規則20・一部改正）

様式第20号（第21条の2関係）

（平17規則51・追加、平18規則105・旧様式第19号の2線下）

様式第21号（第21条の4関係）

（平17規則51・追加、平18規則105・旧様式第19号の3線下、平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第22号（第22条の2関係）

（平18規則105・全改、平23規則77・平24規則20・令3規則66・一部改正）

様式第23号（第22条の2関係）

（平18規則105・全改、平23規則77・平24規則20・令3規則66・一部改正）

様式第24号（第22条の3関係）

（平18規則105・追加）

様式第25号（第23条関係）

（平18規則105・追加、平23規則77・平24規則20・一部改正）

様式第26号（第23条の3関係）

（平18規則105・追加、平23規則77・平24規則20・一部改正）

様式第27号（第24条関係）

（平18規則105・追加、平23規則77・平28規則84・令3規則66・一部改正）

様式第28号（第24条関係）

（平18規則105・旧様式第25号線下）

様式第29号（第24条関係）

（平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第26号線下・一部改正、平23規則77・一部改正）

様式第30号（第25条関係）

（平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第27号線下・一部改正、平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第31号（第25条関係）

（平18規則105・旧様式第28号線下・一部改正）

様式第32号（第25条関係）

（平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第29号線下・一部改正、平23規則77・一部改正）

様式第33号（第26条関係）

（平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第30号線下・一部改正、平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第34号（第26条の2関係）

（平18規則105・追加）

様式第35号（第26条の3関係）

（平18規則105・追加、平24規則20・一部改正）

様式第36号（第26条の4関係）

（平18規則105・追加、平23規則77・平24規則20・一部改正）

様式第37号（第26条の4関係）

（平18規則105・追加）

様式第38号（第26条の5関係）

（平28規則84・全改）

様式第39号（第29条関係）

（平17規則51・一部改正、平18規則105・旧様式第31号線下・一部改正、平23規則77・令3規則66・一部改正）

様式第40号（第29条関係）

（平18規則105・旧様式第32号線下）